

八王子市保育士等キャリアアップ事業等に係るモデル賃金等公表要領

第1 目的

八王子市保育士等キャリアアップ事業実施要綱第4条第4号に定めるモデル賃金等のホームページによる公表について必要な事項を定めることを目的とする。

第2 対象となる事業

八王子市保育士等キャリアアップ事業

第3 公表する内容

様式1

第4 公表の方法

第2に掲げる事業の助成を受ける法人等は、対象年度の翌年度の6月5日までに別記様式を市長へ提出することとし、これをもって公表に代えるものとする。

第5 公表を実施しない場合の取り扱い

第2に掲げる事業の助成申請をした法人等が、この要領に定めるモデル賃金のホームページによる公表を実施しない場合の取扱いは、別に定めるところによる。

附則

(施行期日)

この要領は、決定の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。